

Title	海外事業者の在外財産の補償要求と植民地認識、一九四五—一九四八年：朝鮮事業者会を中心に
Sub Title	Demands for compensation of Japanese external assets and colony perception of private enterprises, 1945-1948 : focusing Chosenjigyoshakai
Author	朴, 敬珉(Park, Kyungmin)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2016
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.108, (2016. 3) ,p.1- 33
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20160315-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

海外事業者の在外財産の補償要求と植民地認識、

一九四五—一九四八年

——朝鮮事業者会を中心に——

- 一 はじめに
- 二 朝鮮事業者会の在外財産の補償要求と植民地認識の連動
 - (一) 海外事業の実情調査の実施と補償委員会の設置
 - (二) 補償委員会の推移と在外財産の数値化
 - (三) 建白書と陳情書の間における「官民合同補償委員会」
- 三 在外財産調査会と「日本人の海外活動に関する歴史的調査」
 - (一) 在外財産調査会の設置
 - (二) 在外財産調査会の活動とCPC（GHQ／SCAP民間財産管理局）
 - (三) 「日本人の海外活動に関する歴史的調査」——植民地認識の集約
- 四 おわりに

朴 敬 珉

一 はじめに

本稿の目的は、在外財産⁽¹⁾の補償問題に対する朝鮮事業者会⁽²⁾を中心とした海外事業者の認識と対応を考察することである。研究の対象期間は、一九四五年の敗戦直後に朝鮮事業者会が設立される時点から大蔵省管理局の名義で『日本人の海外活動に関する歴史的調査』が印刷される一九四八年までである。このような設定から明らかになるのは、朝鮮事業者会を筆頭とする海外事業戦後対策中央協議会⁽³⁾に所属した海外事業者が、在外財産の補償を要求する過程で知識と情報を結集すると同時に、それに植民地認識が連動して表出され日本政府に共有されたことである。

朝鮮事業者会は、在外財産の補償問題が進展しない理由をGHQ/SCAP及び連合国を始め国内外に浸透していた植民地認識の「誤解」にあると考えた。その「誤解」とは、朝鮮半島における正常な経済活動、経済開発、福利厚生⁽⁴⁾の増進、文化向上といった史実が、一時期の軍国主義のみに焦点があてられることで、略奪、搾取というレッテルを貼られることであった。これに対応するため、朝鮮事業者会はむしろ軍国主義の被害者であるという論理を打ち出した。それを基盤に具体化されたのが、「平和的」な海外事業の実情調査であり、補償委員会の設置であった。一方、日本政府は、在外財産の補償要求には留保しながら、対日講和会議の賠償問題に備えて海外事業者に接近した。海外事業者が在外財産問題の解決策として提唱した「官民合同補償委員会」の設置案を政府当局が汲み取り、両者は在外財産調査会を発足させる。そこでGHQ/SCAPの民間財産管理局 (Civil Property Custodian = 略称CPC) との関係の中で、植民地朝鮮の財産額の数値化データが算出された。また、このデータが軍国主義の略奪、搾取という「誤解」を招かないために、その妥当性を持たせる作業が同時並行で進められた。それが所謂『日本人の海外活動に関する歴史的調査』であり、政府当局と海外事業者の植民地認識の集約版である。このような財産額と植民地認識の実体

化は、日韓外交正常化交渉を準備する日本政府の対韓請求権を補強する意義を持つ。

先行研究では、そもそも朝鮮事業者会という存在自体が見落されがちであった。⁽⁴⁾ 研究群の多くは、引揚団体の中で京城日本人世話会、同和協会、中央日韓協会など個別的に選別して論じる傾向がある。⁽⁵⁾ あるいは『日本人の海外活動に関する歴史的調査』の生成過程に限り分析するか、それを断片的なエピソードとして取り上げるに止まっている。⁽⁶⁾ 本稿が着目する朝鮮事業者会の認識と対応が、官民協調の枠組みの中で在外財産調査会と『日本人の海外活動に関する歴史的調査』に連続性を持つという単独の研究課題として取り扱われていない。したがって本稿では、既存研究成果を踏まえて事実関係を補完すると共に、朝鮮事業者会の形跡がある機関紙を実証分析する。それによって在外財産問題と植民地認識が連動する様相が浮かび上がり、戦後日本の対韓国外交の一源流を見出すことが期待される。

二 朝鮮事業者会の在外財産の補償要求と植民地認識の連動

(一) 海外事業の実情調査の実施と補償委員会の設置

朝鮮事業者会は、没収された在外財産の補償を幾度となく要求し続けてきたが、その問題は漂流状態に陥っていた。その原因には、GHQ/SCAP及び連合国を始め国内外で受容されつつあった植民地認識に「誤解」があると、朝鮮事業者会は診断した。そして、何よりその認識を転換させることが重要課題であると結論付けた。こうした認識の下で、一九四六年三月一八日に朝鮮事業者会の理事会は開催され、その場ですぐに本題に入った。

朝鮮関係事業者ハ大東亜戦争以前ヨリ朝鮮開発、民主福利増進ニ貢献セルモノニシテ一時的ニ軍閥ヨリ侵略戦争ニ利用セラレタ

ルニ過ギザル実情ヲ、要スレバ小委員会ヲ設ケ具体的資料ヲ取纏メ編纂シ早急当局ニ提出スルト共ニ司令部ソノ他各方面ノ啓蒙ニ資スルノ措置ヲ採ルコト。

もとより朝鮮半島の經濟發展と現地住民の福利厚生に貢献してきた史実が、一時期の軍国主義のみに切り捨てられている。我らの朝鮮半島の全史が「曲解」されている。それは「誤解」だ。それを解かねばならない。このように朝鮮縁故者は現状を把握していた。興味深いのは、この理由の中に被害者意識が潜んでいることである。朝鮮事業者会が否認されたと見なした国内外の植民地認識は、次のとおり理解できる。一時期の軍国主義による侵略戦争の最前線で朝鮮縁故者は協力者であったと勘違いされているが、むしろそれに利用されたのだ。我らは被害者である。その実情を裏付けるために資料を収集し編纂して具現化させるのだ。これが朝鮮事業者会の論理であった。また、朝鮮事業者会は、誰よりも植民地朝鮮に対する的確な認識を持つべき対象を日本政府とGHQ/SCAPに定めていた。その対象が、朝鮮縁故者の没収された在外財産を補償するか否かの実権を握っていたことは言うまでもない。

朝鮮事業者会の理事会における議論は、通常、案件の性質によって海外事業戦後対策中央協議会に問題を移すか、直接関係当局に陳情するかの措置方針に絞られていた。⁹⁾朝鮮事業者会は、基本的に両方の措置方針を並行させながらも、あくまで懸案解決に向けて主導権を握っていた。例えば、海外事業戦後対策中央協議会と朝鮮事業者会の間で懸案をめぐる対応の進め方にズレが生じる場合は、朝鮮事業者会がその対応を先取りすることをも辞さなかった。この場合は、早速、海外事業戦後対策中央協議会の幹事会(一九四六年三月二日)にその案件が移されていた。

海外企業者ハ戦時中一時的ニ軍閥ニ利用セララル事態ニ否応ナシニ迫込マレタルモ本来ハ多年ニ亘リ現地住民ノ民生向上、經濟開發ニ貢献セルモノナルコトヲ具体的反証ヲ挙ゲ關係要路ニ提出スベキ資料蒐集方中央協議会ニ於テ取上げ議題トシ善処アリタ

キコト。⁽¹⁰⁾

このように朝鮮事業者会は海外事業の実情調査を始動させた。一九四六年三月二五日、朝鮮事業者会の理事会では、海外事業戦後対策中央協議会の幹事会における案件の議題化が報告されると同時に、一歩先を進む場面が繰り広げられていた。鈴木武雄（元京城帝国大学）の登場である。既に外務省で披瀝された鈴木武雄の持論、「植民地統治の特殊性」が朝鮮事業者会で繰り返された。鈴木武雄は、「朝鮮統治ノ性格ニ関シ之ヲ本質的ニ観テ決シテ侵略主義帝國主義的理念ヲ以テ律セラルベキニアラザル所以ヲ数個ノ観点ヨリ具体的ニ説明シ、関係要路ニ提示セントスル参考資料ノ腹案⁽¹¹⁾」を提示した。その腹案は、次のような仮定質問に対して事実を挙げ反証する試みであった。「(一) 日本の朝鮮領有に朝鮮の市場独占といふ日本資本主義の要求に根拠を有したであらうか？ (二) 日本統治下朝鮮の経済は発展したか？ (三) 日本統治下朝鮮の経済的躍進は否定し得べからざる事実なるもそれが日本資本に依つて遂行されたといふことは矢張り日本による朝鮮の搾取を意味することにはならないであらうか？ (四) 日本は朝鮮の文化向上に努力したか？ (五) 朝鮮に進出した日本人諸事業は専ら日本軍部と結託して日本の軍事的侵略的大陸膨張の為に奉仕したのではないか？ (六) 日本は朝鮮から米を収奪したか？」⁽¹²⁾。

これに対して朝鮮事業者会は、「朝鮮事業者が過去数十年に亘つてあらゆる艱難辛苦を重ねつゝ半島の経済発展に、民度の向上に寄与貢献し来つた事実を適例を以て具体的に立証致したく之が資料の調査に着手する」と呼応しながら、「専門家の協力をも仰ぐべく元京城帝国大学教授鈴木武雄氏を煩はす⁽¹³⁾」と決定した。事実、国内外の植民地認識が呈する「誤解」には、鈴木武雄と朝鮮事業者会の両側に共感されやすい側面があった。その共感を具体化させるには、両側が分かち合う知識と情報を最大限に引き出す相乗効果が期待されるであろう。鈴木武雄には、日本の賠償軽減と経済復興という実際課題に絡む「植民地統治の特殊性」の立論があった。だが、それを裏付ける資料は乏しい。一方、

朝鮮事業者会には、その立論を成り立たせる資料群が散在していた。ただ、それを一本の軸に貫徹させる理論家を探し求めていた。しかも、植民地朝鮮に対する否定的な評価には、両者とも異議を申し立てることに合致していた。だから、朝鮮事業者会は、所属会員の法人会社宛に鈴木武雄の提案に適合する資料の提供を呼び掛け、同調したのである。このように朝鮮事業者会は、在外財産の補償要求を一層緻密に進めるため、その懸案を海外事業戦後対策中央協議会の場に広めると共に、鈴木武雄の立論に依拠してその主張を補強する資料の準備作業まで同時に進めていた。¹⁴ 勿論、これらの作業は、国内外の植民地認識の是正をターゲットに絞っていた。それが在外財産の補償を実現させる朝鮮縁故者の第一歩であったからである。

朝鮮縁故者にとって賠償問題は、在外財産の補償問題に直結していた。その問題に関連する補償措置を達成するために、朝鮮事業者会の理事会（一九四六年五月六日）では、もう一つ対応の進め方が練られていた。賠償問題を専担する補償委員会の設置である。朝鮮事業者会では、賠償問題の進展に備えて「補償委員会ヲ設置シ委員ハ各部会ヨリ適格者一名宛推薦スルコト、シ速ニ理事会ノ承認ヲ得テ実施」¹⁵する議論が開始されていた。これは海外事業の実情調査の件と同様、海外事業戦後対策中央協議会の幹事会において補償委員会の設置の案件を議題化させた後に、朝鮮事業者会が取った措置であった。つまり、朝鮮事業者会の第一七回理事会（同年五月一三日）では、早くも補償委員会の設置に関する行動計画に向けた意見交換に移っていた。補償委員会の設置問題について、「此ノ会ハ大物デナク實際的ニ活動スル人ヲ選ビ其ノ範圍モ賠償ニ関連シタ国家補償ノ問題ノミ」¹⁶に限定し、賠償対象に含まれるか否かの在外財産及び終戦前後に略奪もしくは破壊された在外財産が調査対象として設定された。一方、本理事会では、上述した海外事業の実情調査に必要な資料の提供が遅れていると苛立っていた。「海外事業ガ平和的事業デアル本来ノ性格ヲ明ニスル資料ハ具体的事実ニヨルモノデアリ、各会員ノ手許デ調査サレネバナラヌ。然ルニ会員ヨリノ之ガ資料ノ提出ガ遅クレテキル。ナルベク早急ニ調査サレ提出サル、様御努力願ヒタイ」¹⁷と、一層の資料提供を呼び掛けた。

一九四六年五月二四日開催の海外事業戦後対策中央協議会の理事会では、朝鮮事業者会が発議して同中央協議会の幹事会を経た原案通り、補償委員会の設置が決定された。海外事業戦後対策中央協議会における補償委員会の設置と同時に、同中央協議会所属の地域別部会及び業態別部会に補償小委員会が設けられた。補償委員会の委員は、補償小委員会別に一名を委嘱して必要に応じて若干名を委嘱することになった。補償委員会が取り扱う事項は「在外財産ノ戦争並ニ終戦ニ因ル損害ニ対スル補償問題」⁽¹⁸⁾に限定されて、在外財産の補償対象とすべき損害の調査が重要視された。なおかつ補償委員会は、海外事業戦後対策中央協議会の理事会及び幹事会の週替わり開催に比べ、同委員会の開催を随時かつ頻繁にすることで「臨機即応ノ処理ガ出来ル様」⁽¹⁹⁾に取り組み構えであった。

他方、海外事業の実情調査については「海外事業ノ平和的性格調査報告ノ下読会」が開かれ、海外事業者からの提供資料が検討された。その結果を島正孝（朝鮮事業者会理事・三井物産）は、「本件ハ以外ノ反響ヲ呼び各方面カラ資料ノ提供ガアツタガ、趣旨ガ充分徹底シナカツタ為メカ稍ポイントノ外レタモノ少シアリ。数字的説明ノ省略サレタモノアリ。重要産業デアツテ然モ簡略ニスルモノ等アリ」⁽²⁰⁾と、朝鮮事業者会の理事会（一九四六年五月二七日）で報告した。この筋書き通りであれば、海外事業の平和的性格を特徴付けるためには、朝鮮縁故者の論理を一貫させて資料の数値化に重点を置き、重要産業は詳細な調査資料の提供が要求されるであろう。予想通りの展開であった。朝鮮事業者会は、これらにつき「国際経済研究所ノ川野教授（筆者注：川野重任）ノ検討ヲ煩ハシテ適宜ソノ指示ヲ受ケテ加除添削ヲ加ヘテ行クコト」⁽²¹⁾を望み、学識経験者の知識に依存していた。これに合わせて、海外事業の実情調査に充てる資料提出の期限を「五月一五日デ締切りハシタガ尚有効適切ナ資料ハ後レテモヨイカラ引続キ御提供ヲ切望スル」⁽²²⁾と求めた。最大限に有効適切なデータを集めることに、朝鮮事業者会は腐心していた。海外事業の実情調査を進めていた川野重任（東京大学）の方からも、海外事業戦後対策中央協議会の幹事会（一九四六年五月三一日）で経過報告が行われた。以下の骨子が示された。「一、直截簡明ナ要約趣旨ト附帯資料ノ適切ナル編纂整理ヲ要スルコト。二、資

料ハ具体性ヲ要求ス。数字ニ重点ヲ置クコト。日時、場所ノ明示、グラフノ作成等。三、各種企業ノ綜合的検討、企業ヲメグル環境ノ調査等モ必要デアル。四、論理的ナルコトガ執筆要領トシテ大切デアル⁽²³⁾。海外事業の内容を簡明かつ圧縮して論理的に貫くこと、その具体性は数値化で裏付けることが想起されたのであった。

(二) 補償委員会の推移と在外財産の数値化

連合国の極東委員会（一九四六年五月一三日）では、第一次中間賠償の取立案が可決された。それに続けて、造船業・硫酸工業及び工作機械製造業を対象とした第二次中間賠償の取立計画（同月二三日）が採択されていた⁽²⁴⁾。賠償問題が進展する最中、海外事業戦後対策中央協議会の補償委員会で朝鮮部会を代表する委員には、市川欣次郎（朝鮮事業者会理事・日本鉱業）が内定した⁽²⁵⁾。市川欣次郎は、一九四六年六月一七日、朝鮮事業者会の理事会で初回の補償委員会（同月二一日）の状況を報告した。それによると、補償委員会の組織は業務分担から四部制で構成された。第一部（調査班）では補償対象に含まれるべき損失の調査研究が、第二部（研究班）では賠償及び補償問題に関する情報の調査研究が、第三部（渉外班）は交渉連絡を担当して、第四部（宣伝班）は世論を喚起する任務が割り当てられた⁽²⁶⁾。続けて、第二回の補償委員会（同月一四日）における各委員の業務分担の決定が報告された。この補償委員会の場には、大蔵省の伊藤管理課長及び吉田賠償課長、外務省の鈴木事務官が臨席した。補償委員会を設置するにあたり、大蔵省令第九五号⁽²⁷⁾による在外財産報告書の数字に疑問があったからである。以前、海外事業者が政府当局に提出した同報告書の数字には、重複する部分があり評価基準も一定せず、また円貨及び外貨がそれぞれ表記される問題があった。それゆえ、財産補償の参考資料としては直ちに役立たないと評価された。第二回の補償委員会において、その問題点が外務・大蔵両省から指摘され、改めて在外財産報告書の正確さを高めるよう要請されたのであった⁽²⁸⁾。

政府当局の要請に答えるため、早速、第三回の補償委員会（一九四六年六月二〇日）で在外財産の調査をめぐる議論

が進んでいた。その議論の主導権は朝鮮縁故者が握っていた。市川欣次郎委員（第三部／渉外班）は、補償対象に含まれる在外財産の損失額を決定する際に、大蔵省令第九五号による在外財産報告書を利用しよう提案した。そのうえ、分類・整理から評価・集計にまで至る作業を海外事業戦後対策中央協議会が代理して、実質的な事務は地域別の事業者会が担当することと、これにかかる費用は政府が負担するよう要請していた。この提案に対して、島正孝委員（第一部／調査班）も各種の総額の決定方法につき説明しながら応じた。⁽²⁹⁾ 同中央協議会の補償委員会においても朝鮮縁故者は、彼らが想定する解決策の枠内に議論を収めるよう先導していた。この事項は朝鮮事業者会の理事会（一九四六年六月二四日）にも持ち込まれた。「一．資料取直シラヤラヌトスレバ省令九五号ノ報告ヲ如何ニ補正スベキヤ。二．取直シラヌトセバドウイフヤリ方デ行クベキカ。三．補償ニ入ルベキ在外財産ノ枠ヲ如何ニ決メルカ。四．ソノ評価基準ヲ如何ニスベキヤ。五．為替換算率ヲ如何ニスベキヤ」など、具体的な検討を要請した。なお、朝鮮事業者会は、「海外事業ノ資料取纏メハ目下ノ處各方面トモ極メテ不充分ナル」現状から、同中央協議会において実効性ある措置を講じる反面、「補償委員会ニ任せ放シニセズ」ことも心掛けていた。⁽³⁰⁾ 朝鮮事業者会の同時並行的な物事の進め方が如実に表れている。政府当局から強調された在外財産報告書のあり方に、朝鮮事業者会が具体策を練っていた所以である。

再び議論は、補償委員会（一九四六年六月二八日）に持ち込まれた。その結論は、「補償問題ヲ速急、具体化スル為メニモ、所謂『カン』ヲ以テ在外財産ノ地域別ノ大キナ枠ヲ推算スル大数觀察的ナ達觀的結論ヲ出スコト」⁽³²⁾であった。とにかく在外財産の大枠を示すのが至急だと結論付けたのである。事実、海外事業者からの資料提供は期待に及ばず、政府から正確性のある報告書を要求されていた。しかも国会の会期中であった。切迫した情勢に置かれた海外事業者は、ひとまず財産規模の可視化を図り、その中身の穴埋めは後回しにする方針を打ち出したのである。そのためには「カン」が必要であった。

朝鮮事業者会の理事会（一九四六年七月一日）では、その「カン」で推算した在外財産の総額が示された。まず、旧朝鮮総督府を母体とする朝鮮関係残務整理事務所の調査結果は、五〇万円以上の法人八三一社の在外財産の帳簿価格は約一〇四億円であった。一方、朝鮮事業者会の調査結果は、会員法人一三七社の在外財産の帳簿価格は約三七億円、評価額は約一一六億円であった。⁽³³⁾つまり、朝鮮事業者会の調査結果である帳簿価格の約三倍が評価額に値することから、これを朝鮮関係残務整理事務所の調査結果に適用させると、五〇万円以上の法人会社の在外財産は約三〇〇億円の評価額となる。その他、五〇万円以下の法人及び個人単位の財産を加算すれば、概ね法人及び個人を含む日本国の在外私有財産の総額は出る見通しであった。しかしながら、このような単純化した評価手法は「仲々困難デアル」と吐露していたことが朝鮮事業者会の内情であった。⁽³⁴⁾かと言って問題を放置するわけにはいかない。具体策を打ち出すべき時間は刻々と迫っている。このように朝鮮縁故者は実感していたのであろう。それゆえ、「カン」に頼らざるを得なかったのである。

各地域の「カン」に依拠した結果は、一九四六年七月五日の補償委員会で提示された。第一部／調査班の島正孝委員の報告によると、評価額（終戦時基準）は次の通りであった。朝鮮は三〇〇—三五〇億円、台湾は七五—一〇〇億円、樺太は三〇—四〇億円、満州は四〇〇—六〇〇億円、そして中国は満州と同額に推定され、南方は二〇〇—三〇〇億円、欧米豪印は五—一〇億円、総計は一四一〇—二〇〇〇億円であった。この数値について、彼らは次のような考えを示した。

最低一、四一〇億乃至二、〇〇〇億ト推算シタガ政治的ニ考ヘレバ色々見方モアラウガ一応ハ在外資産概計一千五百億ト推算シテ見タワケデアル。議會モ開會中デアリ当局ヘノ建白書等出ストスレバ時機モ切迫シテ居ルノデ一応コノ千五百億円ノ在外資産トイフ数字ヲ利用セラレテハ如何カト考ヘル。⁽³⁵⁾

海外事業者の在外財産の総額は「カン」で見ると、最低一四一〇億円から二〇〇〇億円であった。これを政治的に考慮するとその総額は伸び縮みできると示唆したが、暫定合計は一五〇〇億円に一段落した。彼らの言葉を借りれば、この数値化は「大雑把な大数観察」に他ならなかった。このような報告を受けて、荒川昌二海外事業戦後対策中央協議会会長は、GHQ/SCAPの海外事業に関する態度について「敗けた以上棄テロ。過去ヲ云フナ。新シク生キヨ」との有様だと述べた。なので、国内向けに対応するのが本筋であるから「ラジオヤパンフレット等デアマリ深刻ニ強クヤルコト」は抑えて、政府当局に対する圧力行使を目的に、建白書を提出し関係要路に説明を繰り返すと同時に、有力筋との懇談会を開催すること、そして議会を活用するよう提言された。⁽³⁶⁾ 補償委員会の閉会直後に開かれた海外事業戦後対策中央協議会の理事会（一九四六年七月五日）では、政府へ建白書を提出するタイミングが議論された。⁽³⁷⁾ このような同中央協議会の対応とは裏腹に、朝鮮事業者会の陣営は他の対案も模索する。

(三) 建白書と陳情書の間における「官民合同補償委員会」

朝鮮事業者会の理事会（一九四六年七月八日）の席上では、政府当局に限らず積極的な働き掛けを広げるよう練られていた。市川欣次郎（補償委員）は、世論を重視するGHQ/SCAPの動静を考慮して補償問題を国内化せず、むしろGHQ/SCAP側にも「積極的ニ有効適切ナ工作ヲスル要アルベシ」と意見を開陳した。「勿論逆効果ヲ生ゼザル様細心ノ留意ヲナシツツ適時適切ナル方途ヲ講ゼネバナラマイ」と注意を払いつつも、海外事業戦後対策中央協議会の対応方針とはズレがあった。かねて強調した朝鮮事業者会の主導的かつ積極的な対応振りに変わりはなかった。同中央協議会の建白書が政府に提出される前に、それと同様の趣旨を先取りして朝鮮・台湾・樺太の三地域の名義で陳情書を手渡したことも、その文脈で理解できる。事実、朝鮮事業者会の理事会（一九四六年七月一五日）を経て補償要求の陳情書は完成されていた。その場で白石宗城（朝鮮事業者会理事長・元朝鮮窒素肥料取締役）は、陳情書を朗読後

に次のように補足した。「一、本陳情書ハ旧領土ノ特殊事情ヲ考慮ニ入レ台湾樺太朝鮮三者共同デ原案ヲ作成シタ。二、陳情書ノ骨子ハ中央協議会ノ方針ニ順応シツ、議会開会中ニ強力ニ補償問題ヲ具体化セントスルニアル。三、本案ノ提出先ハ政府デアアルガ貴衆兩院関係ノ旧領土ニ関係深キ議員ニモ協力仰ギタイト考ヘテキル。適任ノ方ガアレバ推薦願ヒタイ。四、陳情書ノ代表者ハ朝鮮事業者会代表白石理事長トイタシタイ⁽³⁹⁾。ここで強調された「旧領土ノ特殊事情」とは、「戦前連合国自体モ認メテ多年ニ亘リ拮据経営原住民ノ撫育ニ努メタ處ノ旧領土タル朝鮮台湾樺太ノ如キハ文字通りニ平穩且ツ公然ト現地ノ開發進展ニ盡シタ実績ヲ如実ニ示シテ居ル⁽⁴⁰⁾」との意味合いを持つ。この行間には朝鮮縁故者独自の植民地認識が圧縮されていた。このような認識を共有する朝鮮・台湾・樺太縁故者が、海外事業戦後対策中央協議会に歩調を合わせつつも、三地域の特殊性を謳うのである。陳情書の代表者を名乗りそれを主導するのが朝鮮縁故者であったことは言うまでもない。

他方、建白書は、一九四六年七月一八日の海外事業戦後対策中央協議会の理事会及び補償委員会で審議されていた。補償委員の島正孝（朝鮮事業者会理事）は、建白書の草稿を審議するにあたり次のように説明を加えた。「(一) 現下内外ノ状勢カラ見テ相当強ク書イテ見タ。(二) 中央協議会トシテ法人ノミニ止メズ大衆支持ノ関係モ考慮シ個人ノ立場ニモ言及シタ。(三) 内容ハ三項ニ分ケ第一次ニ在外資産ハ国家補償ヲ受ケルモノト觀ル根拠ヲ挙ゲ第二項ニ海外事業者ノ現状ト要望ニ言及シ第三項デ官民合同補償委員会ノ設置ヲ提唱シタ⁽⁴¹⁾」。建白書の草稿は三項で構成されていたが、興味深いのは、政府側に「官民合同補償委員会ノ設置」を提案した部分である。海外事業者側から在外財産問題の解決方法を提唱して、官民協調の枠内でその議論を抑えながら補償措置に運ぶ構想であった。この場には、大蔵省の伊藤管理課長も同席していた。政府側はそれに応じる意向を漏らした。その話は、朝鮮事業者会の理事会（一九四六年七月二二日）において「補償ノ形式デハ社会ガ許サナイカラオ見舞トシテ出シタラドウカ。ダガ額ハ小額ダ。ソレヲ個人及法人ニ対シ分配スルノデアアルカラ混雜ガ起ルカモ知レヌ⁽⁴²⁾」と明かされた。政府当局は、軍需補償の全面

打切りの見込みにあわせて、海外事業者にも補償打切りを匂わせたのであった。これに対して朝鮮事業者会は、「引揚者ニ対シテ酷ニ過ギルト云フコトニナル。国民全体ガ公平ニ負担スルト云フコトデナケレバナラス。コノアンバランスハヨクナイ」⁽⁴³⁾と反発した。しかしながら、海外事業者が想定するシナリオに、政府の補償措置が見舞金に落ち着く可能性がゼロではないことが含まれ始めた。それは続く海外事業戦後対策中央協議会の幹事会及び補償委員会（一九四六年七月二五日）で窺える。その場で直ちに三地域の陳情書に加え建白書を以て、政府関係者を始めとする貴衆議両院及び新聞社の各方面に歴訪し陳情するよう決定されたからである。⁽⁴⁴⁾

朝鮮・台湾・樺太の三地域代表の陳情書は、一九四六年七月二五日に首相官邸を始め石橋蔵相及び寺崎外務次官に手交された。それと同時に、陳情書を英訳してGHQ/SCAP側にも提出する手配が取り進められた。⁽⁴⁵⁾翌二六日、朝鮮事業者会の白石理事長と信原専務理事は、会期中の国会で木村小左衛門衆議院副議長及び協同民主党議員の船田亨二（元京城帝国大学）と懇談して、予算審議を迎える院内関係者にも陳情書が行き渡るよう依頼した。これを受けて船田亨二議員は、衆議院内に政党政派を超越した同胞救援議員連盟が結成される旨を伝えた。⁽⁴⁶⁾他方、政府当局の石橋蔵相は、記者会見で「軍需補償その他経済再建に関する諸問題は経済安定本部を中心として八月中旬ごろまでに解決したい」⁽⁴⁷⁾と発言して、在外財産の補償問題にも触れて目途を立てていた。これに対して朝鮮事業者会は、「補償問題も愈大詰めに来たといふ感じが深い」⁽⁴⁸⁾と心境を語っていた。事態の転換は予期されていた。

海外事業戦後対策中央協議会の理事会及び補償委員会（一九四六年八月一日）における報告通り、陳情書の効果は微々たるものに過ぎなかった。⁽⁴⁹⁾政府側は、主要関係者が陳情書を受け取ることさえ避けて、事実上、在外財産問題の処理方針の転換を伝えていた。海外事業者側も対応策の重点を官民協調の枠組みに一層移さざるを得なかった。その方向に沿って「官民合同補償委員会設立ノ具体案ニ関スル件」を取り上げ、この委員会は、外務省・大蔵省・厚生省・経済安定本部など所属関係が偏らず直属して、委員は各省から関係官を選出すると同時に、民間の事業者側も同中央

協議会より適任者を選出して委員会を構成するよう協議された。⁽⁵⁰⁾しかし、朝鮮事業者会では反論も根強かった。朝鮮事業者会の理事会(同月五日)の席上、人見次郎(元朝鮮鉅業振興社長)は、「朝鮮総督府関係及日本政府当局デ外地企業者ノ庇護ノ手ガ餘リニモ延ビテ居ラヌ」、「関係要路筋ヘ正当ナル要求ヤ意見ヲ堂々ト開陳スル機関ガ予想ニ反シ餘リニモ無力ノ感ガアル⁽⁵¹⁾」と、事態を厳しく非難した。これに対して同調する声ガ相次いだ。⁽⁵²⁾このような意向を八月六日に開催予定の新聞記者懇談会に反映させて、認識の転換を図ることが要請された。それと同時に、「新聞関係トノ懇談会、又ハ政党方面ヘノ働キカケ等ハ独リ中央協議会ノ善処ニ既得スルノミニ止メズ、朝鮮事業者会自体デモチャンスヲ捉ヘテ独自ノ活動ヲ展開スベキ⁽⁵³⁾」ことも提案された。朝鮮事業者会の主導的かつ同時並行的な対応振りは従来通りであった。

新聞報道関係者と海外事業者間の懇談会(一九四六年八月六日)は、予定通りに開催された。海外事業戦後対策中央協議会の荒川昌二会長から口を切った。同中央協議会は、政府の要請により海外事業の戦後対策を一元化させるため、九地域別部会及び四業態別部会の体制で平和的な海外事業の実績を集大成する作業と当面課題の補償要請を展開している旨、理解を求めていた。北支部会の斂宮谷清松は、陳情書の要点を説明する際に「海外事業ハソノ本質ニ於テ公然且ツ平穩友好裡ニ現地ノ開発ニ貢献シ来ツタノデ一時終戦前ニ於テ否応ナシニ軍需ニ驅リ立テラレタコトガアツタカモ知レヌガ内地ノ純軍需企業トハ著シク趣ヲ異ニスル。現地民ノ民度文化ノ向上ニ資シタル実績ハ今日尚如実ニ事実ガ立証シテ居ル⁽⁵⁴⁾」と主張した。我らの海外事業は内地の軍需産業に比して性質自体が異なる。なぜならば、海外事業は現地の経済発展及び文化向上に貢献した実績があるからである。しかも平和友好裡に行われた公然たる史実である。それが一時期の軍国主義に利用されたに過ぎない。したがって、在外財産を軍需産業の補償打切りと同列に置くことは不公平だ。在外財産は補償されるべきである。と言うのが新聞記者側に訴えた海外事業者の論理である。海外事業者は、在外財産の補償打切論と軍需産業の補償打切論を同一視されることに躊躇いつつも、在外財産に被害者意

識を繋げることにはごく自然であった。そこに彼らの植民地認識が運動していたのであった。

また、海外事業者は、没収された在外財産が苛酷な賠償措置から救ったとする理屈づくりを踏まえて、賠償軽減に貢献した我らに補償すべきことを訴えた。だからといって国家財政の破綻を来す程度の補償を要求するつもりはない。このように海外事業者は一步譲歩する形を取りつつも、実質的な問題解決に向けた方法論として「官民合同補償委員会」の設置を提唱した。官民協調の枠内で補償措置の果実を最大限に実らせる目的であり、その準備は整っていると訴えた。また、問題解決に向けた官民協調の枠組づくりにウエートを確実に置くものでもあった。⁽⁵⁵⁾一方、新聞記者側からは肝心要の質問があった。では、在外財産を如何に見積もるのか。これに対し、島正孝（朝鮮事業者会理事）が答えた。彼は、海外事業戦後対策中央協議会で算出されていた「総額一四一〇億乃至二〇〇〇億ニ達スル」⁽⁵⁶⁾旨を詳細に説明した。そのうえ、政府関係から在外財産の算出は困難であり補償は無理、しかも資料もないと言った無責任な国会答弁が新聞記事⁽⁵⁷⁾に載せられていると批判した。海外事業者には解決策があると断言した。

断ジテ調査不能デハナイ。的確ニ近イ資料モ引揚ノ促進ト共ニ逐次集メラレツツアルシ、既ニ相当集マツテ居リ確信ヲ以テ立派ニ取纏メ得ル。中央協議会ニ於テ必要トアラバ提示シ得ル成算ガアル。

コノ資料ヲ以テ合理的ナ善後処置即チ如何ニシテ如何ナル程度ニ補償スベキヤノ示唆ヲスルコトハ期待セラレテヨイ。官民合同補償委員会デモ出来レバ大イテ勉強スル積リデアル。

再起出来ヌ様ナ極端ナ苛酷ナ処遇ヲサレテハ将来ガ思ヒヤラレル。ソノ時ニナレバ矢張り海外事業ノ経験者ガ何ト云ツテモ物ヤ云フ筈ダ。之ヲ生カサネバナラス。

敗戦ノ負担ヲ平等公平ニ日本国民全体ガ負担スルトイフ根本理念ノ上カラ当然スギル程当然ナ国策デアル。⁽⁵⁸⁾

海外事業者の発言は次のように理解できる。この時期を逸することは困る。海外事業者には補償措置案を具体化する成算があるし、裏付ける資料も用意されている。海外事業者の経験を重んじることなく後で後悔する愚かなことは止せ。日本国民の全体が戦争責任の負担を均等に分け合うのは当然ではないか。と再度主張しているのである。あくまで「官民合同補償委員会」という官民協調の枠組づくりに沿う発言であった。

政府当局はその発言に答えていた。海外事業者戦後対策中央協議会の幹事会及び補償委員会（一九四六年八月八日）では、「大蔵省特殊財務部ニ於テ外務省管理局經濟部ト協力シ官民一体トナリ在外財産調査ニ関スル委員会ヲ設置シ迅速且ツ的確ニ調査ヲ遂ゲル」旨が報告されていた。しかも「相当ノ職員ヲ包容スル構成ヲ以テ予算モ計上ヲ考究中」との話まで流れ込んでいた。これに対して同中央協議会は、積極的に協力する姿勢で歓迎した。海外事業者は、「外地引揚者ニ対スル補償金ハ何レニシテモ充分ナコトガ出来ヌ」と、全額補償の断念を吐露する反面、その代替プランとして「官民合同補償委員会」に期待を寄せていた。⁽⁵⁹⁾このような経緯から、在外財産調査会が設置されるのである。

三 在外財産調査会と『日本人の海外活動に関する歴史的調査』

(一) 在外財産調査会の設置

一九四六年八月一五日という戦後一周年を迎える時、海外事業者戦後対策中央協議会の理事会及び補償委員会では、大蔵省の伊藤管理課長が参加して、在外財産調査会の設置に関する説明があった。政府側は、第一次世界大戦後の対独講和条約と第二次世界大戦後の対伊講和条約案における在外財産の補償義務の明文化を例に挙げて、「東ニ之ガ如何ニ反映スルカ現在デハ明確ニハ言ヘヌ」と前置きし、補償義務を留保する立場を伝えた。ここで留保するとは、

海外事業者側から提起され続けた没収財産による賠償負担の軽減という補償要求論を退けるためであった。伊藤管理課長は「補償ヲ賠償ニ結ビツケテ考ヘルノハ量見ガ狭イ。兎ニ角財政上多クヲ望メヌコトハ明カ」であると表明した。だからといって海外事業者を放置するわけにはいかない。その同情を以て「外務大蔵厚生内務各省協力一致救済策ノ万全ヲ期シタイ」ので、在外財産調査会を設置すると政府側は言う。それに続けて「在外財産調査ハ政府ノ責任ニ於テ調査ノ要ヲ認メラレ追加予算ニ相当額ヲ計上シ、大規模ニ然モ速急ニ処理シタイ。何レ賠償会議開催トナレバ当然在外財産ニ付テモ、資料トシテ有権的ナモノヲ作成シテ置クノ要ガアル」と政府側の意気込みを伝えた。⁽⁶¹⁾

事案、一九四六年七月、連合国とドイツ・オーストリアを除く旧枢軸国間でのパリ講和会議が進展することから、日本政府は、対日講和条約を睨み賠償軽減の交渉材料を準備することに迫られていた。それゆえに在外財産調査会の設置が具体化されたのであった。政府側の在外財産調査会の設置案には、総務部会と地域部会に分割され、総務部会は方針を決定する任務を担い、地域部会は各地域の資料調整に当たる役割分担まで用意されていた。このために「常任常勤ノ専任者ヲ得テ九月業務開始ノ予定デアル。要員モ二五〇名位ニナル筈デアルカラ中央協議会ノ協力ノ下ニ迅速ニヤリタイ。人モ出シテ貰ヒタイ」とまで、海外事業者に呼び掛けたのである。⁽⁶²⁾このように政府当局は、在外財産の補償問題に関する解決策を先取りして官民協調の枠組みづくりを進めていた。また、海外事業者に対する財産補償の打切りを迂回的に表明して、その代わりにの救済措置を考究する必要性を訴えていた。海外事業者の補償要求論を放棄させ、対日講和会議における賠償軽減の材料を準備させるのが実利であったことが、在外財産調査会の設置を試みた政府当局の思惑に他ならなかった。海外事業戦後対策中央協議会の理事会及び補償委員会（一九四六年八月二九日）においても、大蔵省から長沼弘毅特殊財務部長と伊藤管理課長が出席した。長沼弘毅部長は、在外財産調査会の趣旨を再度説明した。

兎二角在外財産ノ概貌ヲ纏メテ置クコトハ賠償會議ノ基礎資料トシテ絶対必要ナリトノ結論ニ關係閣僚間ニ意見ノ一致ヲ見、外務大臣ヲ會長ニ大蔵次官ヲ副會長ニシテ陣容ヲ整ヘ、概ネ來年二月乃至三月ヲ目途トシテ纏メル為メ來月早々カラコノ在外財産調査會ノ発足ヲ考慮シテ居ル。場合ニ依テハソレヨリモ早く片付ケタイト急イデ居ルノデ中央協議會トシテモ勞力的奉仕協力ヲ煩ハシタイ。⁽⁶⁵⁾

政府側は、対日講和會議における賠償問題に備えて、在外財産の調査整理を極めて重要視していた。その作業には、旧帝国領土の関係者の知識と情報が切実に求められることから、海外事業戦後対策中央協議會にその協力が要請されたのである。もとより海外事業者は、在外財産の補償問題を官民協調の枠内で解決するよう提唱していた。その案に政府当局が応じることは歓迎されるはずであった。しかしながら、政府側は、事実上の財産補償の打切りが現実的に表明しつつ、講和會議に備えることが在外財産調査會の主な目的だと明確にしていた。財産補償の打切りが現実味を帯びていく中、海外事業者側は、立場をはっきりとせざるを得なかった。朝鮮事業者會は、情勢の変化に合わせて役員人事を刷新した。山口重政（元朝鮮殖産銀行副頭取）の専務理事の就任後に事務局の陣容が整備された。調査部に藤本修三（元朝鮮殖産銀行理事）、連絡部に辻桂五（元京城府尹）、総務部に今泉茂松（元西鮮中央鉄道社長）を配置した。⁽⁶⁶⁾特に、朝鮮事業者會の理事長のポストに並ぶ専務理事の席と、同事業者會内で最も重点が置かれた調査部に、朝鮮殖産銀行の役員出身の朝鮮縁故者が就いたことは、在外財産調査會の活動目的に合致させる対応でもあった。在外財産調査會に参加する朝鮮縁故者は、穂積真六郎（元殖産局長）、水田直昌（元財務局長）が総務部會の委員に所属し、地域部會の朝鮮部會の委員には、朝鮮事業者會から白石宗城理事長、山口重政専務理事が内定し、水田直昌が朝鮮部會長の職務を兼ねた。そして朝鮮事業者會の藤本修三（元朝鮮殖産銀行理事）囑託が、総務部會と朝鮮部會の幹事を兼任した。⁽⁶⁷⁾

在外財産調査会は、一九四六年九月一六日「在外財産調査会規定」に基づいて、外務・大蔵両省の共管機関として設置された⁽⁶⁸⁾。在外財産調査会の組織構成は、初期の構想通りに総務部会と地域部会に分割された。総務部会は、調査方針の確立、地域別の通貨評価の調整、送金・預金問題の取決めを担当した。地域部会は、朝鮮、台湾、樺太、南洋群島、満州、北支、中南支、南方第一（旧陸軍占領地域）、南方第二（旧海軍占領地域）、欧米の一〇部会に細分化され各地域の調査を担当した。在外財産調査会の当面の課題は、大蔵省令第九五号により提出された在外財産報告書（一九四六年七月末現在）の約二八万件を整理して、その他に外務省の資料、未報告分の処理及び民間側の資料を収集することであった。政府側は、講和会議に備えた調査であるとの前提を再強調しながら、「本来政府自体ノ事務デアルケレドモ其ノ方面ノ実体ニ精通シタ人が少ナイカラ御協力ヲ願フ」と要請した。そのうえ「此ノ調査会ノ調査ハ在外財産補償ノ資料トシテ調査スルモノデハナイカラ承知シテ貫ヒタイ」と民間側に再確認させた⁽⁶⁹⁾。朝鮮事業者会は、会報を用いて会員宛に「外国に本店を有する会社等の本邦に在る支店出張所又は其の他の営業所等の報告について（大蔵省発表一九四六年九月二一日・大蔵省告示第六九二号）」を周知させた。漏れなく報告するよう呼び掛けた上、もし報告を怠った場合には処罰（一九四五年勅令第五七八号）されることに注意を喚起させた⁽⁷⁰⁾。このように在外財産調査会の活動は実施されるのである。

(二) 在外財産調査会の活動とCPC（GHQ/SCAP民間財産管理局）

海外事業戦後対策中央協議会の幹事会及び補償委員会（一九四六年一〇月三日）で、在外財産調査会の部会長会議の状況が報告された。まず、在外財産報告書の提出を督促する問題が指摘された。大蔵省令第九五号による報告書の提出が「案外少イ」ことから、講和会議に備えた資料収集及び調査研究の目的を明確化させ、政府側が別途に引揚者の更生対策案を構想している旨を発表して、その報告書の提出を促進することになった。次に、在外財産の調査方針が

示された。一般調査(全面調査)と並行して「在外財産ノ総額ヲ大摺ミニ早急ニ算定スル必要ガアル」と提起された。重要商社の一〇〇程度を選定して緊急調査を行い、そのなかで更に一〇社を選び一〇月までに調査を整理する。一九四六年末までにはその残り九〇社の調査を終える。そして一般調査(全面調査)は一九四七年三月末完了を目的にする。同中央協議会としては各地域に代表的な一〇社を選定して、在外財産調査会に至急提出したい旨が述べられた。⁽⁷⁾朝鮮事業者会の理事会(一九四六年一〇月七日)では、このような調査方針についてGHQ/SCAP側の意向を汲み取った経緯が説明された。

在外財産報告書ヲ集計シタトコロGHQデハ其ノ妥当性ニツイテ自信ガナイノデ妥当性ヲ裏書スルモノヲ望ンデキルガ之ヲ克明ニ検討スルコトハ多大ノ時日ヲ要シテ不可能デアルカラ其ノ中ノ重ナモノヲ百社モトツテ見タラ総体ノ財産ノ八十五パーセント位ノモノガ明カニナルダラウシ二百社モトレバ九十五パーセント位ガ明瞭ニナルダラウトイフ見当カラ百社ノリストノ中ニアルモノカラ王子製紙、日本鋳業、日本製鉄、東洋紡、三菱鋳業、三井鋳業、大倉鋳業、東洋綿花ヲ選ビ百社ノリスト外カラ鍾淵産業、日鉄鋳業、大日本塩業、日清汽船等ヲ選定シテコレヲ検討シテ報告ノ正確サヲ確メルコトニナツタ。⁽⁸⁾

そこで在外財産調査会でも、GHQ/SCAPに歩調を合わせて各地域の一〇〇社を調査して、そのなかで更に一〇社を選定して至急調査を進めることになったわけである。朝鮮事業者会では業態別部会から以下のような会社を選んだ。石炭部会から朝鮮無煙炭、三陟開発。鋳業部会から日本鋳業、小林鋳業、朝鮮鋳業振興、茂山鉄鋳開発。製鉄部会から日本製鉄、日本高周波、三菱製鋼。化学部会から日本窒素肥料、朝鮮石油、軽金属。窯業部会から朝鮮電工、朝日軽金属、朝鮮住友金属。林業・農業部会から東洋拓殖。電気・交通部会から朝鮮電業、京城電気。繊維部会から鍾淵工業。金融部会から朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行。以上の二〇社を選定して、朝鮮関係残務整理事務所長の塩田正洪

(元鉱工局長)、穂積真六郎と水田直昌の両総務部会委員の相談を経て在外財産調査会に提出された。⁽⁷³⁾

興味深いのは、このような経緯にGHQ/SCAPが絡んでいた事実である。勿論、占領統治下にあった日本政府がGHQ/SCAPの意向に影響されるのは当然であるが、GHQ/SCAP側が在外財産の調査要領を先に示した側面は注目に値する。なお、GHQ/SCAP側も在外財産の綿密な調査は困難であると認識していたことは、日本政府と海外事業者の現状認識と同様であった。一九四五年一〇月六日、GHQ/SCAPは「金、銀、白金及在外財産に関する関係書類の分離保管並に報告に関する件」の指令を出したが、日本政府も在外財産問題を処理する必要性を実感していた。この指令に基づき大蔵省令第九五号を以て「在外財産等報告に関する件」(一九四五年一月八日)が実施され、提出された報告書の整理は日本銀行に委任された。以後、対日講和会議を睨み在外財産調査会が設置されたのは既述の通りであるが、ちょうどGHQ/SCAP側もその調査に乗り出していたのであった。GHQ/SCAPでの担当部署はCPC(民間財産管理局)であった。CPCは、在外財産調査会を率いる大蔵省・外務省・日本銀行の関係者を交えて、委員会を設置して会合を定期的に開いた。CPCが主催するこの委員会と在外財産調査会の関係は、非公式かつ間接的であったが、実質的には在外財産調査会がCPCの委員会の「下請の様な恰好」になっていた。⁽⁷⁴⁾CPCから在外財産の推定総額を至急調査するよう指令が出されたため、それに応じた調査結果は、第一回調査報告として一九四六年一〇月二八日に提出された。既述した在外財産調査会の部会長会議で議論された調査方針の日程とほぼ合致する。この調査結果をもとに、日本銀行内においてCPCを囲み大蔵省、外務省、日本銀行の関係員が出席して第一回の会議が開催された。これが所謂CPCの委員会であった。その後には月あたり二回ずつ会議が開かれ二〇回まで続行された。⁽⁷⁵⁾

一方、在外財産調査会は、以下のような資料を基盤として調査を実施した。(一)大蔵省令第九五号による報告書、(二)各部会において其々担当地区の商社から収集した資料、(三)外務省が保有する資料、(四)現地より持ち帰っ

た調査書類、(五) 在外財産調査会が直接収集した記録などの五項目であった。⁽⁷⁶⁾ 在外財産調査会の朝鮮部会の場合、各会社の年鑑、朝鮮殖産銀行の『朝鮮金融事情概観』、『殖銀調査月報』などを参照に把握された。⁽⁷⁷⁾ 前述したように、朝鮮殖産銀行出身の山口重政と藤本修三が朝鮮事業者会の主要ポストに就き、両者は在外財産調査会にも所属して、その調査研究に朝鮮縁故者として知識と情報を注いだことに関連しているであろう。在外財産調査会の調査方法は、(一) 各地域における重要商社の企業資産を算出した基準から企業全体の資産を推定、(二) 国有財産(在外分)を計算する方式であった。したがって個人資産及び陸海軍財産は除外されている。⁽⁷⁸⁾ あくまで在外財産調査会の調査は、「有形的財産の統計」を示すものであった。

外務省管理局経済課の記録(一九四九年三月一日)によれば、在外財産調査会は二年半に亘って調査が進められ、「今回調査も略々完了の域に達したので、本年一月十六日同調査会において外務省管理局長、大蔵省管理局長以下両省関係課長出席のもとに解散式を挙行した。なお未だ多少の整理事務が残されているが、本年度末までには終了の見込である」と書かれている。ここで言及された終了見込みの「本年度末」とは、一九四九年一月に当たるが、大蔵省がGHQ/SCAPに在外財産報告書を提出した時期と一致する。⁽⁷⁹⁾ その報告書のリストのなかで「(A) The 20th Report of Inquiry EXPLANATORY NOTES FOR TABLES on ESTIMATES OF JAPANESE EXTERNAL ASSETS」と表記されている通り、在外財産調査会が二〇回目の報告書を作成し提出したものである。在外財産調査会の報告書がCPC側に提出される都度に行かれた委員会の回数も二〇回であったことから、この報告書が最終提出版であると推測できる。以上、在外財産調査会は、このような役目を果たして解散するのである。

(三) 『日本人の海外活動に関する歴史的調査』——植民地認識の集約

ひとまず、日本の在外企業財産の推定額は算出できたが、在外財産調査会はその課題を抱え込んでいた。果たし

てこの程度の在外財産を日本が保有できたのか。これを裏付けることができないと、せっかく算出した財産額の妥当性を失いかねない。このような懸念が『日本人の海外活動に関する歴史的調査』を作り出した。その動機は、以下の通りである。

特に、朝鮮、台湾、樺太或は満州国の如を旧領土若しくは密接な関係にあつた地域に於ては、古くから相当の投資を為してあるのであり、対日貿易等の歴史的背景なくしては之を裏付けることは出来ないものと信ずる。そこで、各地域と日本とのそもそもの当初から歴史的に領土の範囲、人口、鉱工業、農業、産業、文化、教育等の万般に亘り調査し、在外財産の存在を妥当ならしめる様調査を始めたが、茲に謂ふ歴史的調査である。この為専門家多数を動員し大車輪で調査を実行し、現在その大半を完了した次第である。これを以て、日本在外財産調査の画龍点睛を図らうといふのである。⁽⁸²⁾

在外財産調査会の調査結果に妥当性を持たせるため、歴史的な背景を全般に亘り調査することが求められた。それが所謂『日本人の海外活動に関する歴史的調査』である。一九四八年、大蔵省管理局の名義で刊行されたこの調査は、総論、朝鮮編、台湾編、樺太編、南洋群島編、満州編、北支編、中南支編、海南島編、南方編、その他地域編からなる大東亜共栄圏を、日本国の占領以前から終了前後までにかけて網羅的に取り扱った書物である。そのなかで朝鮮編は、植民地統治の全般領域を調査研究して一六〇〇頁に及ぶ大著であった。朝鮮編の執筆者は、朝鮮半島と日本列島が地理的に近いことを含め、終戦後に朝鮮米軍政庁 (USAMGIK) の協力を得ることで早期引揚げを完了させ、この調査に参加することができた。したがって、他の地域より執筆者の陣営と調査内容が比較的充実していた。ともかく『日本人の海外活動に関する歴史的調査』の企画、作成、編集、監修、印刷⁽⁸³⁾まで一連の流れに関与した主体が、外務・大蔵両省と朝鮮縁故者を筆頭とする外地関係者であったことは言うまでもない。続けて、彼らは調査背景を次の

ように描写した。

この仕事を漸次押し進めて行く間に、吾々は次の様なことを考え始めた。一体如何なる取引の結果として、これらの貸借対照表が残されたか、或は、これらの統計が究極に於て意味するものは何か、という全体的な説明を別に必要とするのではないか、各地の、各時期の、各種の企業を一貫する説明なり、主張が別になければならない。少なく共、これらは、侵略とか、掠奪とかいふ言葉で、一列に言つてのけられる取引の結果ではなく、日本及び日本人の在外財産は、原則としては、多年の正常な経済活動の成果であつたということだけでも、この際はつきりしておくことが是非必要ではないか。これは連合国に対する弁解という意図からでは勿論なく、吾々の子孫に残す教訓であり、参考書でなければならぬ。⁽⁸⁴⁾

在外財産調査会で調査研究を進めるにつれ、このような課題が浮上したという経緯は繰り返してある。また、その調査結果に妥当性を確保させるために練られた論理も、鈴木武雄を始め朝鮮事業者会で露出した植民地認識の反復でもあつた。朝鮮縁故者が独自に持つ植民地認識は、「吾々の子孫」に残すべき遺産なのであつた。にもかかわらず、「誤解」されている以上は、我らの潔白を立証する他ない。彼らは、散逸していた資料を取りまとめ植民地認識と在外財産の調査結果を、『日本人の海外活動に関する歴史的調査』の中で両立させようとしたのである。その思惑を裏付けるために、本調査の「総論」とも言うべき部分に注目したい。

吾々の仕事の序論であり、結論でもあり、構想の基盤をなす考え方は、次の通り要約出来ると思う。日本及び日本人の在外財産は、日本及び日本人の海外活動に於ける正常な経済活動の成果である。一つ一つの出来事を取り上げるならば、ある時期、ある場所に於ては、所謂侵略、掠奪によつて加算されたものがあつたかも知れない。特に日華事変から太平洋戦争に入つては、軍の

行動に便乗した悪質の取引によるものがあつたらう。が然し、日本及び日本人の在外財産の生成過程は、言われるような帝国主義的発展史ではなく、国家或は民族の侵略史でもない。日本人の海外活動は、日本人固有の経済行為であり、商取引であり、文化活動であつた。このことは、日本人みずからまづはつきり認識することが必要である。⁽⁸⁵⁾

彼らの主張の如く植民地朝鮮に限つて言えば、日本の在外財産は、長年に亘りごく正常な経済活動の成果であつた。それが一時期の軍国主義により、植民地史の全期間が歪められた。むしろ、我らは軍国主義の犠牲者である。国内外で言われる日本国の侵略、掠奪といつた植民地認識には「誤解」がある。ただ、その一時のみに切り取られて一般化されることは容認できない。あくまでそのような認識を転換させなければならないのは、まず、日本人からである。在外財産調査会の財産総額の数値化データが、彼らの植民地認識に説得力を持たせ、それにCPCを始めGHQ／SCAPがある程度共感したかもしれない。だから、残るターゲットは日本人であつた。既述のように、朝鮮事業者会が診断したGHQ／SCAP及び連合国を始め国内外の植民地認識にある「誤解」は、この時点において日本人に残つていたのである。正常な経済活動、経済開発、福利厚生を増進、文化向上、軍国主義の犠牲者などの朝鮮事業者会で挙げられたキーワードが『日本人の海外活動に関する歴史的調査』にほぼそのまま踏襲されている。それに無理もない。この調査の編集委員四名のひとり、朝鮮縁故者の鈴木武雄もいたからである。

四 おわりに

本稿での分析結果は以下の通りである。第一に、朝鮮事業者会は、在外財産が補償されない原因を、GHQ／SCAP及び連合国を始め国内外に広まっていた植民地認識の「誤解」にあると診断した。その「誤解」とは、朝鮮半島

における経済発展と現地貢献の史実が捨象されると同時に、一時期の軍国主義のみが取り上げられ朝鮮事業者の活動に略奪、搾取というレッテルを貼られることであった。むしろ軍国主義の被害者であるという論法で押す朝鮮事業者会にとつて、この「誤解」を解くことが喫緊の課題であると位置付けられた。そのために朝鮮事業者会が主導的な役割を果たして、海外事業が「平和的」な実績であるという実情を海外事業戦後対策中央協議会に広めて調査し始めた。

これと同時に並行的に朝鮮事業者会が進めたのが、補償委員会の設置であった。これは財産補償を実現させるための専任班であったが、その班の調査方針につき政府当局から数字の信頼性を高めるよう要請された。以前、大蔵省令第九五号により提出された在外財産報告書の不備による教訓であった。これに答えるため、朝鮮事業者会は「カン」を以てでも早急に在外財産の総額を提示するよう働き掛けた。暫定合計一五〇〇億円に一段落した数値化データに建白書と陳情書を添えて、政府当局を始め政界・言論界にも訴えたが挫折を余儀なくされた。しかし、その訴えの中で、補償委員会において政府と合同作業を提案する「官民合同補償委員会」の設置案を提唱したところに、政府側が反応を示した。連合国の賠償方針が具体化されることを背景に、政府当局は、海外事業者の数値化データに表れた知識と情報を活用して対日講和会議に備えようとしたからである。このように在外財産の補償問題をめぐり日本政府と民間の海外事業者の間で、両者の同床異夢の思惑から官民協調の枠組みが組み立てられていった。その過程に、朝鮮事業者会が主導的に設置した海外事業戦後対策中央協議会の補償委員会と「官民合同補償委員会」の設置案があったのである。この根源的な流れには「平和的」な海外事業の実情調査が繋がっていくことになる。その意味で、同中央協議会の補償委員会と「官民合同補償委員会」の設置案は、外務・大蔵両省の共同機関として設置される在外財産調査会の原型をなし、「平和的」な海外事業の実情調査は、『日本人の海外活動に関する歴史的調査』の原型であると言える。第二に、占領統治下の日本政府にとっては当然であるが、在外財産の調査過程においてもGHQ/SCAPの影響力は確実に存在した。GHQ/SCAPのCPC (民間財産管理局)を中心に、日本政府と海外事業者が在外財産の

調査を実施する際に抱えた制約を同様に認識して、その調査要領を提示した。CPCは、在外財産調査会を率いる大蔵省・外務省・日本銀行の関係者を交えて、委員会を設置して二〇回に及ぶ定期会合を開いた。大蔵省の記録によれば、事実上、在外財産調査会とCPCの関係は、日本政府側が「下請の様な恰好」であった。また、在外財産調査会の調査報告書は、外務・大蔵両省の資料と民間側の収集資料などに基づき数値化されCPC側に提出された。しかしながら、そのデータを算出してみれば、ある者にとっては日本国の軍国主義による略奪、搾取の実績であると「曲解」されるかもしれない。このような「曲解」が後押ししたせいか、彼らは財産額の妥当性を裏付けるために、その歴史のかつ全般的領域に亘る調査を集大成する。それが所謂『日本人の海外活動に関する歴史的調査』であり、植民地認識の集約であった。既述の通り『日本人の海外活動に関する歴史的調査』は、朝鮮事業者会を筆頭とする海外事業戦後対策中央協議会で実施された「平和的」な海外事業の実情調査の系譜を受け継ぐと考えられる。なぜならば、当初から朝鮮事業者会で言われた正常な経済活動、経済開発、福利厚生増進、文化向上、軍国主義の犠牲者などのキーワードが『日本人の海外活動に関する歴史的調査』にほぼそのまま踏襲されているからである。朝鮮事業者会、いわゆる朝鮮縁故者の存在意義はここにあった。

以上、在外財産調査会における植民地朝鮮の財産額の数値化データと『日本人の海外活動に関する歴史的調査』における植民地認識の集約版は、その後の日本政府の対韓国外交の基盤になる。事実、日韓国交正常化交渉を準備する日本政府は、このような基盤から対韓請求権を練り上げて法理論を補強した。今後の課題としては、一九五一年一〇月に開催される日韓交渉の予備会談から第三次会談の「久保田発言」（一九五三年一〇月）までを、本稿の文脈の中で実証することが求められよう。次の論稿に譲りたい。

- (1) 本稿における「在外財産」とは、朝鮮米軍政庁 (USAMGIK) が、三八度線以南の管轄区域に所在した日本及び日本人 (法人含む) 財産を、法令第三三号 (一九四五年二月六日付) の発令に依拠して帰属 (vested) かつ所有 (owned) した没収財産を指す。外務省公開外交記録文書「日韓特別取極の対象となる日本資産及び請求権について (一)」文書番号一五六三、一—六頁。
- (2) 朝鮮事業者会は、一九四五年一月一日、植民地朝鮮に関連する日本人事業者を会員として白石宗城 (元朝鮮窒素肥料取締役) を理事長に迎え設立された。活動目的は、朝鮮残留中の事業者及び従業員に対する保護・救出、財産管理・補償に関する措置、朝鮮関連の情報収集及び会員への報告であった。同会は、海外事業戦後対策中央協議会の地域別部会も担当した。
- (3) 海外事業戦後対策中央協議会は、一九四五年一月三〇日、引揚企業団体の全国単位の中央組織として設立された。活動目的は、在外財産に対する補償措置の要求及び関連会社の本国所在財産の保護であった。同中央協議会の組織は、海外事業の地域別部会と産業別部会で構成された。この地域別部会の中で朝鮮地域の部会を、朝鮮事業者会が専担した。
- (4) 宣在源「引揚企業団体の活動——戦前期海外進出企業の国内経済復帰過程」原朗編『復興期の日本経済』(東京大学出版会、二〇〇二年)、四八一—四九七頁。
- (5) 최영호 [崔永鎬] 『일제강점기 사회사』 『식민지조선 일제강점기의 전후』 『日本人世話会——植民地朝鮮 日本人の戦後』 (논형 [ノンヒョン]、二〇一三年)、이연식 [李淵植] 『조선유망 떠나며——1945년 패전음망이 일제강점기의 최후』 『朝鮮を去る——一九四五年敗戦を迎えた日本人の最後』 (역사비평사 [歴史批評社]、二〇一二年)、이형식 [李炯植] 『패전 후 귀환한 조선총독부관료들의 식민지 지배 인식과 영향』 『敗戦後帰還した朝鮮総督府官僚の植民地支配認識とその影響』 『한국사연구』 『韓国史研究』 (第一五三号、二〇一一年)、노기영 [盧琦鏗] 『해방 후 일제강점기의 귀환과 중앙일제협회』 『解放後日本人の帰還と中央日韓協会』 『한일민족문제연구』 『韓日民族問題研究』 (第一〇号、二〇〇六年)、정병우 [鄭炳旭] 『조선총독부 관료의 일제강점기 귀환 후 활동과 중앙일제협회』 『1950. 60년대 同和協會・中央日韓協會를 중심으로』 『朝鮮總督府官僚の日本帰還後の活動と韓日交渉——一九五〇、六〇年代同和協會・中央日韓協會を中心に』 『역사문제연구』 『歴史問題研究』 (第一四号、二〇〇五年)、増田弘編著『大日本帝国の崩壊と引揚・復員』(慶應義塾大学出版会、二〇一二年)、Lori Wat, *When empire comes home: repatriation and reintegration in postwar Japan*, Harvard University Press, 2009.
- (6) 宮本正明「敗戦直後における日本政府・朝鮮関係者の植民地統治認識の形成——『日本人の海外活動に関する歴史的調査』成立の歴史的前提」『研究紀要』一一号 (世界人権問題研究センター、二〇〇六年三月)、一一三—一四一頁。『日本人

- の海外活動に関する歴史的調査』の生成過程に関する詳細は、井村哲郎編『一九四〇年代の東アジア——文献解題』（アジア経済研究所、一九九七年）に収録されている並木真人の論文、「日本人の海外活動に関する歴史的調査」朝鮮編補論——『日本人の海外発展に関する歴史的調査』および『日本人の海外活動に関する研究調査』を中心に」を参照されたい。
- (7) 朝鮮事業者会『会報』第一号、日時記載なし、二丁「友邦文庫」請求記号：M3-47、以下同様。
- (8) 第一に、植民地朝鮮において職歴及び学歴を持ち知識と情報を蓄積した有力者であると同時に、戦後にはその知識と情報の源泉を日本政府の政策構想の側面で共有する行為者(actor)である。第二に、朝鮮引揚者及び京城日本人世話会の首脳部が朝鮮引揚同胞世話会（一九四六年三月設立）に合流後、同和協会（一九四七年七月設立）に統合される際に「朝鮮縁故者」と自己規定した表現を借りた用語である。朝鮮引揚同胞世話会『特報』第二〇号、一九四七年六月二〇日、一頁（桜井義之文庫）請求記号：2734）。
- (9) 朝鮮事業者会『会報』第一号、日時記載なし、二丁。
- (10) 朝鮮事業者会『会報』第二号、一九四六年四月一日、二丁。
- (11) 朝鮮事業者会『会報』第二号、一九四六年四月一日、三丁。
- (12) 朝鮮事業者会『会報』第二号、一九四六年四月一日、四—五丁。
- (13) 朝鮮事業者会『会報』第二号、一九四六年四月一日、四丁。
- (14) 朝鮮事業者会『会報』第四号、一九四六年四月一日、三丁。
- (15) 朝鮮事業者会『会報』第七号、一九四六年五月一日、三頁。
- (16) 朝鮮事業者会『会報』第八号、一九四六年五月二〇日、四頁。
- (17) 朝鮮事業者会『会報』第八号、一九四六年五月二〇日、五頁。
- (18) 朝鮮事業者会『会報』第一〇号、一九四六年六月三日、二頁。
- (19) 朝鮮事業者会『会報』第一〇号、一九四六年六月三日、三頁。
- (20) 朝鮮事業者会『会報』第一〇号、一九四六年六月三日、四頁。
- (21) 同上。
- (22) 同上。
- (23) 朝鮮事業者会『会報』第一一号、一九四六年六月一〇日、三—四頁。

- (24) 朝鮮事業者会『会報』第一〇号、一九四六年六月三日、一頁。
- (25) 朝鮮事業者会『会報』第一号、一九四六年六月一〇日、二頁。
- (26) 朝鮮事業者会『会報』第三号、一九四六年六月二四日、二―三頁。
- (27) 「外国為督管理法ニ基キ連合国最高司令官ノ要求ニ係ル事項ヲ実施スル為在外財産等ノ報告」が要求された。大蔵省外資局「在外財産等ノ報告ニ関スル大蔵省令」(大蔵省外資局、一九四五年一月)、一頁。
- (28) 朝鮮事業者会『会報』第三号、一九四六年六月二四日、五頁。
- (29) 朝鮮事業者会『会報』第四号、一九四六年七月一日、三―四頁。
- (30) 朝鮮事業者会『会報』第四号、一九四六年七月一日、五―六頁。
- (31) 朝鮮事業者会『会報』第四号、一九四六年七月一日、五頁。
- (32) 朝鮮事業者会『会報』第五号、一九四六年七月八日、六頁。
- (33) 調査資料の詳細は、朝鮮事業者会の『会報』第九号の三―四丁を参照されたい。
- (34) 朝鮮事業者会『会報』第五号、一九四六年七月八日、八頁。
- (35) 朝鮮事業者会『会報』第六号、一九四六年七月一日、二―三頁。
- (36) 朝鮮事業者会『会報』第六号、一九四六年七月一日、五頁。
- (37) 朝鮮事業者会『会報』第六号、一九四六年七月一日、五―六頁。
- (38) 朝鮮事業者会『会報』第六号、一九四六年七月一日、七頁。
- (39) 朝鮮事業者会『会報』第七号、一九四六年七月二日、八頁。
- (40) 朝鮮事業者会『会報』第四号、一九四六年七月一日、一頁。
- (41) 朝鮮事業者会『会報』第八号、一九四六年七月二九日、二―三頁。
- (42) 朝鮮事業者会『会報』第八号、一九四六年七月二九日、五頁。
- (43) 朝鮮事業者会『会報』第八号、一九四六年七月二九日、六頁。
- (44) 朝鮮事業者会『会報』第九号、一九四六年八月五日、二―三頁。
- (45) 朝鮮事業者会『会報』第九号、一九四六年八月五日、五―六頁。
- (46) 朝鮮事業者会『会報』第九号、一九四六年八月五日、七頁。

- (47) 『毎日新聞』一九四六年七月二七日（東京朝刊）。
- (48) 朝鮮事業者会『会報』第一九号、一九四六年八月五日、一頁。
- (49) 朝鮮事業者会『会報』第二〇号、一九四六年八月二日、二—四頁。
- (50) 朝鮮事業者会『会報』第二〇号、一九四六年八月二日、五—六頁。
- (51) 朝鮮事業者会『会報』第二〇号、一九四六年八月二日、六—七頁。
- (52) 朝鮮事業者会『会報』第二〇号、一九四六年八月二日、八—九頁。
- (53) 朝鮮事業者会『会報』第二〇号、一九四六年八月二日、九—一〇頁。
- (54) 朝鮮事業者会『会報』第二〇号、一九四六年八月二日、一五—一六頁。
- (55) 朝鮮事業者会『会報』第二〇号、一九四六年八月二日、一六—一七頁。
- (56) 朝鮮事業者会『会報』第二〇号、一九四六年八月二日、一八頁。
- (57) 『読売新聞』一九四六年七月三日（東京朝刊）。
- (58) 朝鮮事業者会『会報』第二〇号、一九四六年八月二日、一八—一九頁。
- (59) 朝鮮事業者会『会報』第二〇号、一九四六年八月二日、二〇頁。
- (60) 大蔵省管理局提出の科目「在外財産調査等に要する経費」によると、在外財産調査会の予算に充てられた総額は年々増加していた。以下の通りである。一九四六年度（追加予算）は三〇一〇〇〇円、一九四七年度は六七二七〇〇〇円、一九四八年度は一四八八八〇〇〇円であった。外務省管理局経済課（一九四九年三月一日）「在外財産調査会概要」『在外財産調査会関係資料目録』（分類記号番号：B61.00 / レファレンスコード：A13111639200' 以下同様）、一九九七—一九九八。
- (61) 朝鮮事業者会『会報』第二二号、一九四六年八月二六日、三丁。
- (62) 石井修『国際政治史としての二〇世紀』（有信堂高文社、二〇〇〇年、一六〇頁）。
- (63) 外務・大蔵両省の職員も常動した。外務省管理局経済課（一九四九年三月一日）「在外財産調査会概要」『在外財産調査会関係資料目録』、一九九二。
- (64) 朝鮮事業者会『会報』第二二号、一九四六年八月二六日、三丁。
- (65) 朝鮮事業者会『会報』第二四号、一九四六年九月九日、三丁。
- (66) 朝鮮事業者会『会報』第二八号、一九四六年一〇月七日、一丁。

- (67) 朝鮮事業者会「会報」第二八号、一九四六年一月七日、三丁。
- (68) 外務省管理局経済課（一九四九年三月一〇日）「在外財産調査会概要」『在外財産調査会関係資料目録』、一九九一。
- (69) 朝鮮事業者会「会報」第二八号、一九四六年一月七日、三丁。
- (70) 朝鮮事業者会「会報」第二八号、一九四六年一月七日、三一四丁。
- (71) 朝鮮事業者会「会報」第二九号、一九四六年一月一四日、二丁。
- (72) 朝鮮事業者会「会報」第二九号、一九四六年一月一四日、三丁。
- (73) 同上。
- (74) 大蔵省管理局管理課（一九四八年二月二日）「終戦時に於ける日本在外財産調査について（未定稿）」『在外財産調査会関係資料目録』（分類記号番号：B61.00 / レファレンスコード：A13111639200^{*} 以下同様）、二〇〇三—二〇〇四。
- (75) 外務省管理局経済課（一九四九年三月一〇日）「在外財産調査会概要」『在外財産調査会関係資料目録』、一九九八。
- (76) 大蔵省管理局管理課（一九四八年二月二日）「終戦時に於ける日本在外財産調査について（未定稿）」『在外財産調査会関係資料目録』、二〇〇五。
- (77) 作者不明「在外財産調査会における調査について」『在外財産調査会関係資料目録』（分類記号番号：B61.00 / レファレンスコード：A13111639200）、一九八八。
- (78) 大蔵省管理局管理課（一九四八年二月二日）「終戦時に於ける日本在外財産調査について（未定稿）」『在外財産調査会関係資料目録』、二〇〇七。
- (79) 外務省管理局経済課（一九四九年三月一〇日）「在外財産調査会概要」『在外財産調査会関係資料目録』、一九九三。
- (80) 外務省管理局経済課（一九四九年三月一〇日）「在外財産調査会概要」『在外財産調査会関係資料目録』、一九九一。
- (81) 表紙の題目は「Japanese External Assets Report Submitted by Ministry of Finance 21 Dec 1948, Special Reports listing Japanese Government Ownership」と出書番号は「National Archives, RG 331, Box 3713, File 741」。
- (82) 大蔵省管理局管理課（一九四八年二月二日）「終戦時に於ける日本在外財産調査について（未定稿）」『在外財産調査会関係資料目録』、二〇一五。
- (83) 外務省管理局経済課の記録によれば、「英訳も略略完了する運びに至っている」と記述されている。この調査の印刷版はほぼ間違いないくGHQ / SCAP側に提出されたであろう。外務省管理局経済課（一九四九年三月一〇日）「在外財産調査

会概要」『在外財産調査会関係資料目録』、一九九九。

(84) 大蔵省管理局「序」『日本人の海外活動に関する歴史的調査』(大蔵省管理局、一九四八年)、一一二頁。

(85) 大蔵省管理局「序」『日本人の海外活動に関する歴史的調査』、三頁。

朴 敬珉 (パク キョンミン)

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 国民大学大学院国際地域学科前期博士課程

所属学会 日本国際政治学会、現代韓国朝鮮学会

専攻領域 東アジア国際関係、日本政治外交、日韓関係

主要著作 「日本外務省の経済再建構想と朝鮮縁故者の交差——日本経済の『特殊性』から植民統治の『特殊性』へ」『韓日関係史研究』第五〇輯(二〇一五年)(韓国語)

「京城日本人世話会の『半島居留』の変容と『朝鮮縁故』型団体の誕生——『生命財産・将来の地位・政治性の排除』の三要件をめぐって」

『日本文化研究』第五三輯(二〇一五年)